

相楽東部広域連合立学校設置条例

平成 21 年 3 月 13 日
条 例 第 9 号

(設置)

第 1 条 相楽東部広域連合は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定めるところにより、児童及び生徒の教育を行うため、別表のとおり相楽東部広域連合立学校を設置する。

(管理)

第 2 条 相楽東部広域連合立学校の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 条関係）

名 称	位 置
相楽東部広域連合立笠置小学校	笠置町大字笠置小字上津 30 番地
相楽東部広域連合立和東小学校	和東町大字園小字神定 57 番地
相楽東部広域連合立南山城小学校	南山城村大字北大河原小字中谷 12 番地 26
相楽東部広域連合立笠置中学校	南山城村大字北大河原小字殿田平尾 63 番地 2
相楽東部広域連合立和東中学校	和東町大字釜塚小字北の畑 1 番地